

令和3年（行ウ）第15号 怠る事実の違法確認等（住民訴訟）請求事件

原告 金城ミツ子 外7名

被告 沖縄県知事

準備書面9（原告ら）

令和6年5月13日

（次回期日：令和6年6月25日）

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 徳 永 信 一



首里城火災によって沖縄県が被った損害

第1 原告の準備書面6及び8で主張した損害の位置づけ等

1 訴状で主張した沖縄県の損害

原告が訴状の請求原因において沖縄県の損害として主張した損害は、(1)固定納付金に係る損害と(2)収蔵展示の文化財等の焼損による損害である。

補助参加人は被告に対し、毎年2億3330万円の固定納付金を支払う約定をしていたところ、が本件火災によって入場料収入が減少し、3億円近く
の赤字となったことを理由に、沖縄県から9730万円の減額措置を受け、
これによって沖縄県は固定納付金の減額分の損害を受けた。

首里城が所蔵展示していた沖縄県所有の文化財等の多くは焼損し、それに

よる沖縄県が被った損害は1億円を下回ることはないとしていた。

2 準備書面6及び8で主張した沖縄県の損害

原告が準備書面8で主張した本件火災によって沖縄県が被った損害は3つあり、第1は、再発防止検討委員会に要した費用2037万2210円である。第2は、縄県と補助参加人間で令和5年に締結された新たな基本協定書に基づく年間指定管理料11億4000万円である。第3は首里城に展示されていた沖縄県所有美術品等が首里城消失によって消失ないし毀損したことによる損害100億円である。

3 再発防止検討委員会の費用について

再発防止検討委員会に要した費用は2037万2210円である（甲26の「1」）。

沖縄の象徴ともいわれた首里城は所有権の所在如何によらず沖縄県が管理する沖縄県民の財産であった。それが本件火災によって消失したのである。沖縄県民にとっては、絶対にあってはならない重大事件であった。その原因究明、再発防止を慎重かつ徹底的に行うために沖縄県自ら調査にあたるべきことは、那覇市消防局の判断如何に関わらず当然のことである。そのために識者からなる第三者委員会が組織されることも通常の行政手法であるといえよう。そうした意味において、沖縄県民の心であるといわれた首里城の全焼という、あってはならない事態に直面した以上、その原因究明と再発防止策を徹底的に調査検討するために要する費用は、本件火災による通常損害であるというべきである。

具体的には、原告らは沖縄県が令和6年3月に公表した資料に基づき首里城火災に係る再発防止検討委員会に関する合計2037万2210円（委員謝金277,200円、委員旅費191,410円、職員旅費745,980円、速記料290,400円、委託業務料17,930,000円）の支払いを本件火災の通常損害ないし特別損害として主張する。

被告は、前記費用のうち委員謝金及び委員旅費の合計468,610円の支払いを認めているが、職員旅費、沖縄速記事務所に対する速記料及び再発防止検討

委員会に対する業務委託料17,930,000円の支払いを認めていないが、この点、改めて被告に認否を求める（求釈明事項1：業務委託料は委員に対する謝金とは別に再発防止検討委員会に支払ったといことなのだろうか。金額が大きく相当因果関係を判断する上で重要なことなので業務委託料の詳細について明らかにされたい。また、資料の内訳の合計は19,434,990円となり、資料に記載された合計金額20,372,210円と齟齬する。その理由について明らかにされたい。）。

なお、再発防止委員会に関する支払いは、訴状では主張していなかったものであり、令和6年3月に公表された資料に基づいてはじめて主張したものである。時期に遅れた攻撃方法とはいえない。

4 新たな基本協定書に基づく指定管理料について

沖縄県が令和6年3月に提出した資料によれば、沖縄県が補助参加人との間で令和5年に締結した新たな基本契約書に基づく契約に基づいて支払いが確定した金額（①令和5年2月～令和8年3月、②令和4年6月の募集にかかる費用、③公園の管理運営仕様書に基づく令和5年2月1日から令和8年3月31日迄の費用、④管理運営に関する令和4年度協定書に基づく費用、⑤管理運営に関する令和5年度協定書に基づく費用）11億4000万円である。そのうち、②③④については、既に支払い済みである。

被告はこれらについても改めて認否をされたい（求釈明事項2：被告は令和3年度、令和4年度に締結した協定書と併せて令和5年に締結された新たな基本協定書を提出してその内容を明らかにされたい。併せて、前記②③④の項目毎の支払金額、①⑤については既に支払われた金額について明らかにされたい）。

これらの支払いは、本件火災がなければ生じなかったものであり、首里城が火災で焼失した場合、当然支払いが予想された通常損害であり、その金額は想定範囲内である。

なお、これらの損害は訴状で挙げていた「固定納付金の減額に係る損害」と同質のものであり、固定納付金の減額は、元の基本協定書に基づく約定に

反するものとして令和2年に生じたものであるが、同じく令和3年度及び令和4年度の協定並びに令和5年度から令和8年度に係る上記損害①②③④は、もともとの基本協定書の変更に基づいて生じる支払いである（当然、本件火災によって生じる通常損害ないし特別損害である）。

よって訴状に挙げた固定納付金の減額に係る損害9730万円は令和2年度に顕在化した損害であり、その後令和3年度、令和4年度も同様に損害が発生し、令和5年度に締結された新たな基本協定書に基づいて生じた（生じることが確定した）ものであり、提訴時に顕在化していた9730万円の損害は維持し、その後に顕在化した11億4000万円をこれに追加する。

5 沖縄県所有美術品等の消失ないし毀損に係る損害

令和3年3月26日付け首里城美術工芸品等管理委員会報告書に基づく損害であり、原告が訴状で挙げていた「収蔵展示の文化財等の焼損による損害」そのものである。金額が増大したのは首里城美術工芸品等管理委員会の報告等の資料によって提訴後に明らかになったものであり、時期に遅れた攻撃方法とはいえない。

なお、被告は、前記「令和3年3月26日付け首里城美術工芸品等管理委員会の報告書」を証拠提出し、その内容を明らかにされたい（求釈明事項3）。

第2 求釈明の申立て

1 求釈明事項1

再発防止検討委員会に対して令和3年4月22日に支払われた業務委託料17,930,000円は、委員に対する謝金とは別に再発防止検討委員会に対して支払われたようであるが、具体的には誰（個人名、団体名、法人名）に支払われたものであるかを明らかにされたい。

また、資料の内訳の合計は19,434,990円となり、資料に記載された合計金額20,372,210円と齟齬する。その理由について明らかにされたい。

2 求釈明事項2

被告は令和3年度及び令和4年度に作成された協定書及び令和5年に締結

された新たな基本協定書を提出してその内容を明らかにされたい。

併せて、第1-4の文中にある①②③④⑤の項目毎の支払金額について明らかにされたい（①⑤については、これまで実際に支払われた金額についても明らかにされたい）。

3 求釈明事項3

被告は、沖縄県作成の資料（甲26）に引用されている令和3年3月26日付け首里城美術工芸品等管理委員会の報告書を証拠提出し、その内容を明らかにされたい。

以上